

法人登記について

「法人設立前に決めておくこと」

- ・商号は何にしますか？

()

- ・事業目的は何ですか？

()

- ・会社の役員は何名ですか？

()

- ・役員の任期は何年にしますか？最長で10年まで

()

・取締役会を設置しますか？（取締役会を設置するには取締役3人以上、監査役か会計参与一人以上を選ぶことになります。）会計参与は税理士・公認会計士等の会計専門家がなれます。会計参与を設置することで、他社の決算書と違い専門家が作成しているとの点で信頼性の高いとの評価になります。

()

- ・監査役を設置しますか？（小規模の会社であれば必要ありません。）

()

- ・会計監査を設置しますか？（小規模の会社であれば必要ありません。）

()

- ・資本金はいくらですか？

（例えば、出資金が500万円の場合、1株1万円×500株発行すれば500万円が資本金になります。）

1株 () 円 × () 株発行 = 資本金 () 万円

- ・本社をおく市町村はどこですか？

()

・株式譲渡制限会社にしますか？（株の売買が株主総会または取締役での承認を得なければ譲渡することができなくなります。これによってメリットとして①取締役会を設置しなくてもよい。②役員任期を最大10年まで延ばせる。③監査役の権限を会計参与のみに限定できる。④株主からの請求がなければ株券を発行しなくてもよい。身内で商売するなど小規模の会社の実態に即した会社の設立をすることができます。

()

・事業年月日はいつにしますか？（会社設立後2年間は消費税の対象となりません。消費税は2年前の売上高自体がないので納付は必要ありません。しかし資本金が1000万円以上であれば消費税の納付が必要になります。

- ・今後、建設業許可や経営事項審査等をする考えがありますか？

()

「必要なもの」

・ 設立にかかる費用

収入印紙	40,000 円
公証役場の手数料	50,000 円
定款のページ数に応じた謄本料	2,000 円程度
会社の印鑑 (代表者印、銀行員、角印(社印)、ゴム印)	10,000 円程度
登録免許税	150,000 円
設立後の届出 謄本	700 円 × 必要枚数
印鑑証明書	500 円 × 必要枚数
合計	250,000 円程度

・ 法人手続きで他に必要になるもの

取締役になる方の実印、印鑑証明書

出資金を入金する通帳、入金された額を証明するコピー

あらかじめ持っている通帳であれば、いったん残高を0にしてそれから出資金を入金しなければならない。

株式会社設立手続きの流れ

1. 発起人を決定する(「会社をつくろう」と言った人のことです。)
2. 会社の基本事項を決定する(商号、目的、本店所在地、出資額、役員等)
3. 会社代表印をつくる(商号が決まり確認後、会社代表印をつくります。)
4. 定款を作成し、認証を受ける(印紙4万円、定款認証代5万、他1万円ほど)
5. 金融機関に出資金を振り込む(預金通帳のコピー(資本金相当額の新たな入金記録がある)などが必要になります。)
6. 正確な本店所在地を決める(ご自宅が会社の本店所在地なら自宅住所になります。)
7. 設立登記(登録免許税15万円)
8. 登記申請日が会社設立日になります。特に問題がなければ、申請日より1週間後に謄本や、印鑑証明等が取れるようになります。
9. 諸官庁に届出をします。
税務署+都道府県税事務所+市町村役場(税金)
厚生年金・健康保険(社会保険事務所・健康保険に関しては建設国保にも加入できます。)
労働保険・・・労災保険(労働基準監督署)
・・・雇用保険(ハローワーク)